職員の方々に

株式会社サーバント

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄などで縛る。

○性的虐待

- ・キスする、裸にする、性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。
- ・猥褻な言葉を発する。

○心理的虐待

- ・「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」「バカ」「アホ」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。
- ・悪口を言う。
- ・仲間に入れない。

○放棄·放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・食事や水分を十分に与えない。
- ○経済的虐待
 - ・障害者の同意を得ない財産の不当な処分。

○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。 常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。